

第8節 欧州

1 全般

冷戦終結後、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識され、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散といった事態が新たな安全保障上の課題として捉えられてきた。

こうした課題に対処するため、欧州では、北大西洋条

約機構（NATO）（加盟国26か国）や欧州連合（EU）（加盟国27か国）の枠組みの強化・拡大を軸とした安全保障環境の安定化が模索されてきており、また、各国においても新たな課題に対処しうる能力の整備が進められている。

（図表 I-28-1 参照）

2 安全保障の枠組みの強化・拡大

1 紛争予防・危機管理・平和維持機能の強化

(1) 新たな役割への取組

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動の重点を紛争予防や危機管理へと移行させてきている。

こうした変化は99（平成11）年に更新された同盟の戦略概念にも反映され、欧州および周辺地域において民族的・宗教的対立、領土紛争、人権抑圧、国家の解体など多様で予測困難な危険が依然として存在しているとの認識に基づき、中核任務たる集団防衛に加え、紛争予防や危機管理などの任務¹を追加した。

NATOは、03（同15）年8月よりアフガニスタンにおける国際治安支援部隊（ISAF）を主導して初めて欧州域外での作戦を展開しており、06（同18）年10月には任務地域を同国全域に拡大した。しかし、ISAFの態勢強化が求められる中で、攻撃などが多発する南・東部に展開する米

国、カナダ、英国、オランダなどと、比較的安定した北・西部およびカブール周辺に展開するドイツやフランスなどとの間で、増派や展開地域をめぐる対立が指摘されるようになっている²。しかしながら本年4月のNATO首脳会合で発表されたブカレスト宣言ではさらなる追加的貢献を期待しつつも加盟国の増派表明³を評価し、今後もNATOがISAFの任務に最優先で取り組んでいくとした。

また、イラクにおいては、04（同16）年6月のNATOイスタンブール首脳会議での合意に基づきイラク治安部隊の訓練を行っており、本年2月に独立を宣言したコソボにおいても治安維持などの任務を継続している⁴。

一方、安全保障分野における取組を強化しているEUは、03（同15）年12月、初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」を採択し、テロリズムや大量破壊兵器の拡散、地域紛争、国家の破綻、組織犯罪を重大な脅威とし、周辺地域の安定化や多国間協力によりこれらに対処していく方針をまとめた。

1) 北大西洋条約第5条に規定されている集団防衛の任務に対し、紛争予防や危機管理の任務は「非5条任務」と呼ばれる。

2) カナダは本年2月、同国軍のアフガニスタンでの任務継続には、他の参加国によるアフガニスタン南部のカンダハルへの増派を条件とする旨声明を出していた。

3) サルコジ仏大統領は、アフガニスタン東部へ増派を表明し、これにより米国は南部のカナダ軍を支援できるとしている。

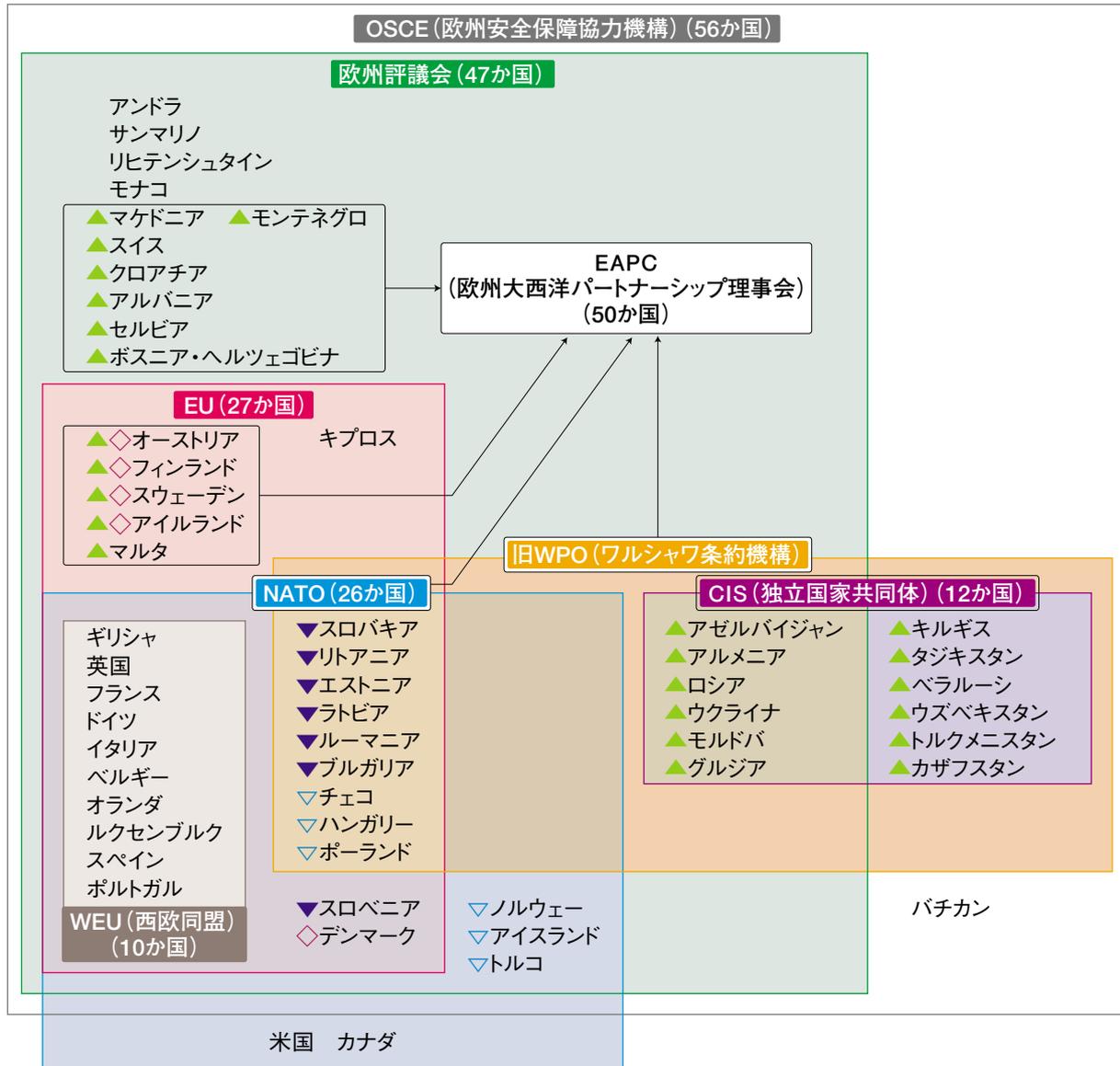
4) 99（平成11）年の国連安保理決議1244に基づく。

EUは、同年にマケドニアの治安維持のため、NATOの装備や能力を使用して⁵⁾、初めて平和維持作戦を主導した。また、同年コンゴ民主共和国において、初めて欧州域外

で、かつ、NATOの装備や能力を使用せずに平和維持作戦を遂行した。04（同16）年12月には、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開していたNATO主導の安定化部隊（SFOR）

Stabilization Force

図表 I-2-8-1 欧州の安全保障機構（2008.5月末現在）



「凡例」 ▲：PfP参加国（24か国）、▽：WEU準加盟国、▼：WEU提携協力国、◇：WEUオブザーバー

(注) 1 WPOの軍事機構は、91年4月をもって解体。WPOの政治機構としての解体も91年7月1日に解体議定書に署名、各国議会の批准後解体
2 本年4月のNATO首脳会合において、アルバニアとクロアチアのNATO加盟招請が決定されている（今後批准などの手続を経て正式加盟）。

5) 96（平成8）年6月のベルリンNATO閣僚会合では、西欧同盟（WEU：Western European Union）主導のオペレーションにおいて、NATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。その後、WEUの役割と任務の大半がEUに移譲されることになったため、99（同11）年4月のワシントンNATO首脳会合では、改めてEUに対してNATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。この決定をベルリン・プラスと言う。02（同14）年12月にはNATO・EU間で上記決定に関する恒久的なアレンジメント（取極め）が成立した。

の活動を引き継ぎ、また、昨年10月の決定に基づきチャドおよび中央アフリカへ部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動⁶に積極的に取り組んでいる。

(2) 新たな役割に必要な軍事能力の追求

NATOが99（同11）年にユーゴ連邦共和国を空爆した際に顕在化した米欧間の能力格差を踏まえ、NATOにおいては、02（同14）年11月にプラハで開催された首脳会議における合意に基づき、機構改革⁷をはじめとする軍事能力の改革が進められている。

この改革の中で、NATOの能力向上の核として、全世界の各種の危機事態に迅速に展開できる能力をもつNATO即応部隊（NRF）^{NATO Response Force}の整備が同年より進められ、06（同18）年11月、完全な作戦能力の保有が宣言された。しかし、アフガニスタンなどへの部隊派遣が拡大・長期化する中で、各国のNRFへの兵力拠出の負担を軽減するため、今後のNRFの形態が検討されている。

一方、EUは、NATOが介入しない場合において独自に平和維持などの軍事活動を実施するための取組を進めてきた。04（同16）年に採択された「ヘッドライン・ゴール2010」⁸において打ち出されたバトルグループ（戦闘群）構想に基づき、昨年1月、常時2つのバトルグループが待機する態勢が整備された。また同年1月、ブリュッセルにEU独自の作戦センターが設置された。

（図表 I-2-8-2 参照）

2 安全保障の枠組みの地理的拡大とパートナーシップ

NATOは、地域全体の安定を目的として、冷戦終結後いわば安全保障上の空白地帯となった中・東欧地域への拡大を継続してきた⁹。現在では、中・東欧諸国のほとんどがNATOに加盟するに至っており、NATO拡大に一貫し

て反対の姿勢を示してきたロシアとも国境を接している。

NATOは、同時に、NATO非加盟国とのパートナーシップ政策を発展させてきた。たとえば、NATO非加盟の欧州諸国との信頼醸成や相互運用性の向上を目指す「平和のためのパートナーシップ」(PfP)¹⁰、地中海地域の安

Partnership for Peace

図表 I-2-8-2
NATO および EU における能力整備の動向

	NATO即応部隊 (NRF)	EUバトルグループ (戦闘群)
任務	全世界のあらゆる事態に迅速に対応	NATOが介入しない場合にEUが主導する平和維持任務等に対応
編成	<ul style="list-style-type: none"> ・旅団規模の陸上部隊（約4,000名）を中核として、海・空部隊および専門部隊から編成される常設の統合部隊 ・兵力規模：約25,000名 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500名規模の部隊を13個編成。そのうち2個部隊が同時に緊急展開可能
能力	<ul style="list-style-type: none"> ・発令後5日以内に展開開始 ・30日間継続して行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令後5日以内に展開開始し、15日以内に展開可能 ・30日間継続して行動
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間（陸上部隊の場合、訓練半年、待機半年）のローテーション ・初期投入部隊としての運用を基本 ・任務に応じた分割運用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・一国または多国籍の枠組みでローテーションにより編成・待機
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・02年11月構想 ・03年10月プロトタイプ部隊編成 ・04年10月、初期の作戦能力保有 ・06年11月、完全な作戦能力を達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・04年6月構想 ・07年1月、完全な作戦能力を達成

6) 「ペーターズベルク任務」と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘部隊任務からなる。

7) 欧州連合軍および大西洋連合軍の2個作戦戦略軍を単一の軍（作戦連合軍）に統合するとともに、NATO軍事能力の変革および相互運用性の向上を監督する変革連合軍司令部を創設した。

8) 04（同16）年の首脳会議で採択された軍事能力の整備目標であり、99（同11）年の「ヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール」を更新するもの。

9) 最近では、04（平成16）年3月に中・東欧の4か国およびバルト三国（ルーマニア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、ブルガリア、スロバキア）が加盟し、また、本年4月に行われたNATO首脳会合では、アルバニアとクロアチアの加盟招請が決定された。

10) 94（平成6）年に創設され、NATOと中・東欧諸国をはじめとするNATO非加盟の欧州安全保障協力機構（OSCE：Organization for Security and Co-operation in Europe）諸国が個別に協力協定を締結している。

定を目指す地中海ダイアログ (MD)¹¹などが創設されている。
Mediterranean Dialogue

また、域外での活動を念頭に、NATOはオーストラリアや日本などコンタクト国¹²と呼ばれる各国との関係を強化している。

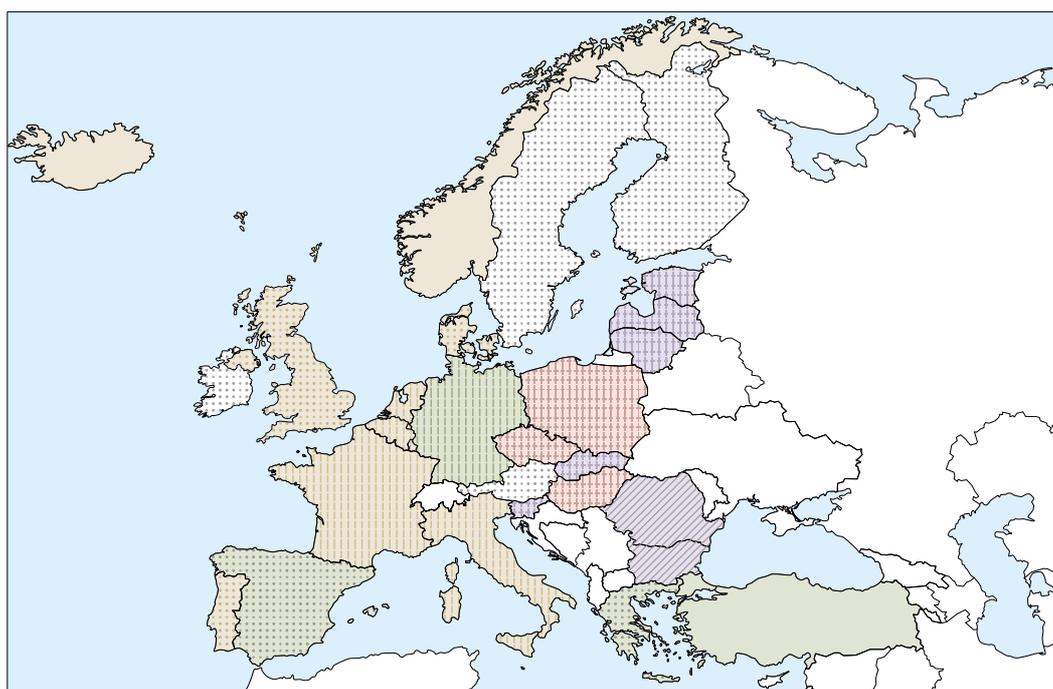
NATOとロシアの関係では、9.11テロ以降、安全保障に関する共通の課題に対処する必要性から、02 (平成14)年、NATO・ロシア理事会 (NRC) が設立され、テロと
NATO-Russia Council

の戦い、軍備管理、戦域ミサイル防衛などの分野で対話や協力の模索が続けられている¹³。

EUについても、04 (同16) 年にポーランドやチェコなど10か国が加盟し、昨年1月にはブルガリアおよびルーマニアが加盟するなど、中・東欧に加盟国を拡大している。

(図表 I-283 参照)

図表 I-2-8-3 NATOとEU加盟国の拡大状況



EU原加盟国	95年までにEUに加盟	04年5月、EU加盟	07年1月、EU加盟
NATO原加盟国	82年までにNATO加盟	99年にNATO加盟	04年3月、NATO加盟

(注) 本年4月のNATO首脳会合において、アルバニアとクロアチアのNATO加盟招請が決定されている (今後批准などの手続を経て正式加盟)。

11) 94 (平成6) 年に創設され、現在7か国 (アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モーリタニア、モロッコ、チュニジア) が参加する。政治的対話や、NATO関連活動への地中海諸国の参加を通して、地中海地域の安定を目指している。
 12) コンタクト国の名称は04 (平成16) 年にイスタンブールで行われたNATO首脳会議以降使われており、共通の関心を有する各国とのケース・バイ・ケースでのパートナーシップを推進している。
 13) 一方、NATOの拡大やCFE条約など両者が意見を異にする点については、ロシアへのNATOの対応が注目される。EUとロシアとの関係においても、本年2月17日に独立を宣言したコンソボへのEUによる「法の支配ミッション」の派遣をめぐり対立が指摘されている。

3 多様な事態への対応能力を確保するための各国の努力

各国は、冷戦終結以降、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威を念頭に、軍隊の任務について国土防衛以外の任務を重視するようになり、防衛力の整備においても、NATOなどにおける役割を考慮しつつ、海外展開のための輸送能力の強化などに努めてきた。また、多くの国は、軍事力の量的な削減や合理化を進めると同時に近代化を進めており、国防費増加の努力もみられる¹。

1 英国

英国は、冷戦終結以降、英国に対する直接の軍事的脅威は存在しないと認識の下、新たな脅威に対処するための能力向上を主眼として軍改革を進めてきた。特に、国際テロや大量破壊兵器の拡散を大きな脅威として位置づけ、海外展開能力の強化や即応性の向上などを図ってきた²。

本年3月に公表された英国初の「国家安全保障戦略」は、国家安全保障を個々の市民への脅威も含むものとして捉え、テロや大量破壊兵器の拡散に加え、国境を越えた犯罪、感染症、洪水などを脅威として挙げた。さらに、そのような脅威の要因となる気候変動、エネルギー需要の高まり、貧困などを指摘し、これらの多様で相互に関連する脅威やリスクに対し、軍や警察のみならず民間部門や地方政府などとも協力しつつ、国連・EU・NATOを通じた多国間のアプローチにより、早期の段階で、対処することとしている。

この中で、国家に起因する軍事的脅威については、予見しうる将来において存在しないとする従来の評価を確認した上で³、国際安全保障環境はより複雑で予測不可能



NATO即応部隊による上陸演習の様相
〔NATO picture〕

になっており、長期的に見れば国家に起因する脅威が再度生起する可能性は低いながらも排除できないとし、強力な防衛能力を維持する方針を示している⁴。具体的には、戦略輸送、支援ヘリ、装甲車両など現在行われている作戦を支援するための調達に今後も重点を置きながらも、同時に、空母、防空能力、対潜能力など、ゼロからの再構築が難しく、英国の安全を守る幅広い能力に長期的に投資することを課題としている。また、核抑止力については、06（平成18）年12月の「英国の核抑止に関する将来」と題する白書において決定しているとおり、2020年代以降も潜水艦発射弾道ミサイルに基づく独自の核抑止力を維持することとしている⁵。

このような軍の能力は、英国の将来の安全を保障すると同時に、平和維持などの国際的な取組への貢献を可能とし、国際安全保障環境にも寄与するものとしている。

- 1) NATO報道官は06（平成18）年6月の防衛計画委員会国防相会合の内容に関して、加盟国が「包括的政治ガイダンス」に従って対GDP比2%の国防支出という目標に向け努力してきたとしている。
- 2) 03（平成15）年12月に刊行された「変動する世界における安全保障」と題する白書は、国際テロおよび大量破壊兵器の拡散への対処においては、より迅速でより遠方への戦力の投入が要求されるとして、長期の平和維持作戦1つを含む最大3つの作戦を同時に遂行できる防衛力の整備を目標としている。
- 3) 98（平成10）年の「戦略防衛見直し」（SDR：Strategic Defence Review）は、英国に対する直接の軍事的脅威は存在せず、そのような脅威が再度生起することも予見できないとした。
- 4) 03（平成15）年12月の「変動する世界における安全保障」は、英国や同盟国への直接的な伝統的戦略的脅威の再出現に備える能力を持つ必要はもはやないとしていた。
- 5) 現在運用中のヴァンガード級原子力潜水艦の退役が2020年代初期に始まると見込まれることから、英政府は核抑止力を維持し続けるかについての検討を行い、その結果として本白書を発表。昨年3月、下院において本白書の方針を支持する政府提出動議が可決された。

2 ドイツ

06（平成18）年10月に12年ぶりに発行された「国防白書」において、ドイツは、連邦軍の中心任務は引き続き伝統的意味における自国防衛および集団防衛であるが、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が拡大している現状を踏まえ、国際テロとの闘いを含めた紛争予防および危機管理が最も生起する可能性の高い任務であるとしている。

ドイツは、連邦軍の能力を上記の任務に適合させるため、戦略輸送能力、世界規模での偵察能力、効率的で相互運用性の高い指揮能力などの強化に資源を重点配分することとしており、具体的には、A-400M輸送機や合成開口レーダー搭載衛星SAR-LUPEの導入計画が進められている。また、軍を介入部隊、安定化部隊、支援部隊という三つの機能別の統合部隊へ再編する⁶ほか、人員の削減、国内駐屯地・施設の再配置などに取り組んでいる。

3 フランス

フランスは本年6月、中長期的な防衛・国家安全保障戦略を示す「国防白書」を14年ぶりに発表した。「国防白書」は、大規模テロやミサイルといった直接の脅威に加

え、サイバー攻撃から環境危機に及ぶリスクを挙げ、両者はグローバル化により相互に連結するようになり、国内外の安全の連続性が戦略的重要性を帯びるようになったとした。フランスと欧州の安定に影響を与える地域としては、大西洋からインド洋に至る地域、サハラ砂漠以南のアフリカ地域、東欧に加えて重要性を増しつつあるアジアを挙げている。国家安全保障戦略の5本柱として、不確実・不安定な現在においては情勢的確な認識・予測を基礎に、予防、核抑止⁷、防護、海外介入を挙げ、これらの機能を強化し、柔軟に組み合わせながら今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとした。

対外関係に関してはEUの安全保障面での強化と対北米関係の刷新を掲げ、軍事機構脱退以降の情勢変化、とりわけEUとNATOが補完関係にあることを踏まえNATOの機構への最大限の参加⁸を提唱した。また、フランス国内においては大統領を議長とする「防衛・国家安全保障委員会」およびその下部組織として国家情報委員会を創設するとした。

軍事力の整備については、人員の削減を進めつつ防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めるとしている。

- 6) 介入部隊は、最新の装備を有する即応部隊であり、NATO即応部隊やEU戦闘群の作戦など多国間で実施される高強度の作戦において、軍事的によく組織された敵に対応し、平和安定化作戦の実施基盤を整える。安定化部隊は、低・中強度の比較的長期間にわたる作戦において、軍事的にある程度組織された敵に対応し、平和安定化作戦を遂行する。支援部隊は、指揮組織や教育訓練組織の運営を行うなど、介入部隊と安定化部隊の作戦準備および作戦遂行をドイツ国内や作戦地域で支援する。
- 7) 本年3月の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦「ル・テリブル」の進水式で、サルコジ大統領は、核戦力について、核拡散などのリスクが存在する中で死活的利益を侵す国家からの攻撃に対してフランスを究極的に守るものであり、潜水艦発射型と航空機発射型の双方を維持することが不可欠であるとの見解を示した。同時に、航空機発射型核戦力の3分の1を削減することを決定したと発表し、これによりフランスの保有する核弾頭数は300以下となるとした。
- 8) フランスは現在、NATOの防衛計画委員会および核計画グループに参加していない。また、今般の「国防白書」ではNATOの機構への最大限の参加を表明する一方で、①核戦力の完全な独立、②情勢判断におけるフランス政府の自立性の確保、③軍の関与についての判断の自由という原則を維持するとしている。

4 欧州における安定化のための努力

1 軍備管理・軍縮

92（平成4）年に発効した欧州通常戦力（CFE）条約¹は、戦車、装甲戦闘車両、火砲、戦闘機、攻撃ヘリの五つの区分の兵器について、東西両グループ¹ごとの保有上限を定めており、これを超える兵器を削減することにより、双方の奇襲や大規模侵攻の能力を除去し、欧州の安全と安定の要となってきた。

ワルシャワ条約機構（WPO）の解体とNATOの東方拡大を踏まえ、99（同11）年のOSCE首脳会議では、従来の東西両グループごとの保有制限を国別・領域別保有制限に変更することを主な内容とするCFE適合条約が署名された。しかしながら、NATO諸国は、ロシアが条約署名と同時に合意したロシア軍のモルドバおよびグルジアからの撤退などを履行していないことを理由に、批准を見合わせている。

これに対し、ロシアは、米国による東欧でのミサイル防衛（MD）計画などへの反発も相まって、昨年12月以来CFE条約の履行を停止しており、保有制限の順守を検証するための査察などが行われなくなっている。

2 信頼醸成措置（CBM）²

欧州においては、89（平成元）年から信頼・安全醸成措置（CSBM）交渉が行われてきたが、92（同4）年の欧州安全保障協力会議（CSCE）全体会議において、軍事情報の年次交換、一定規模以上の演習などの通報・査察・制限などを内容とする「ウィーン文書1992」が採択された³。

また、相互の査察飛行により、締約国の軍事活動の公開性と透明性を増進させるとともに、軍備管理の検証手段を補足するオープン・スカイズ条約⁴が、92（同4）年に25か国により署名され、02（同14）年1月に発効した。

1) 90（平成2）年時点におけるNATO加盟国およびWPO加盟国

2) 偶発的な軍事衝突を防ぐとともに、国家間の信頼を醸成するとの見地から、軍事情報の公開、一定の軍事行動の規制、軍事交流などを進める努力が行われている。これらは、一般的に信頼醸成措置と呼ばれている。

3) その後、99（平成11）年には、地域的な信頼醸成のため多国間・二国間における措置の促進、軍事交流に関する情報の提供、装甲歩兵戦闘車や火砲などの参加規模による演習実施の制限などを追加した「ウィーン文書1999」が採択された。

4) 査察飛行は、定められた種類のセンサーを装備した非武装の航空機により、査察国が策定し被査察国が了承した飛行計画に従って行われる。査察飛行により収集されたデータは、すべての締約国が入手できる。